

第2節 実用新案制度の概要

[1] 実用新案制度の目的と保護対象

特許制度では審査をしてから特許権を付与する審査主義を採用していますが、実用新案制度では早期権利付与の観点から形式的な審査のみを行う無審査主義を採用しています。

また、権利の濫用を防ぐとともに第三者に不測の不利益を与えないようにするという観点から、権利行使に先立ち実用新案技術評価書を提示して警告することを権利者に義務づけています。

(1) 目的

実用新案法の目的は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」（実用新案法第1条）と定義しています。

実用新案制度は特許制度と同様の制度ですが、物品に関する技術的な特徴などちょっとした工夫が産業上役立つことも多く、また、日常生活の便宜を増大することから、いわゆる小発明（考案）を保護するために実用新案制度が設けられました。平成6年には、形式的な要件を満たしているか否かのみを判断して早期に権利付与を行う早期登録制度（いわゆる無審査登録制度）に移行しました。また、平成17年4月1日以降の出願からは、無審査登録制度の下でより実用新案制度の魅力を向上させるため、実用新案権の存続期間を延長するなどの改正が行われています。

(2) 保護対象

実用新案法では、「考案」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実用新案法第2条第1項）と定義しており、保護の対象は産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されています。

したがって、物品の形状等に係る考案ですから、「方法」や「物質」は、実用新案法の保護対象となりません。

「物品の形状、構造又は組合せ」に該当しないもの

- ① 方法のカテゴリーである考案
- ② 組成物の考案
- ③ 化学物質の考案
- ④ 一定形状を有さないもの（例、液体バラスト、道路散布用滑り止め粒）
- ⑤ 動物品種、植物品種
- ⑥ コンピュータプログラム自体

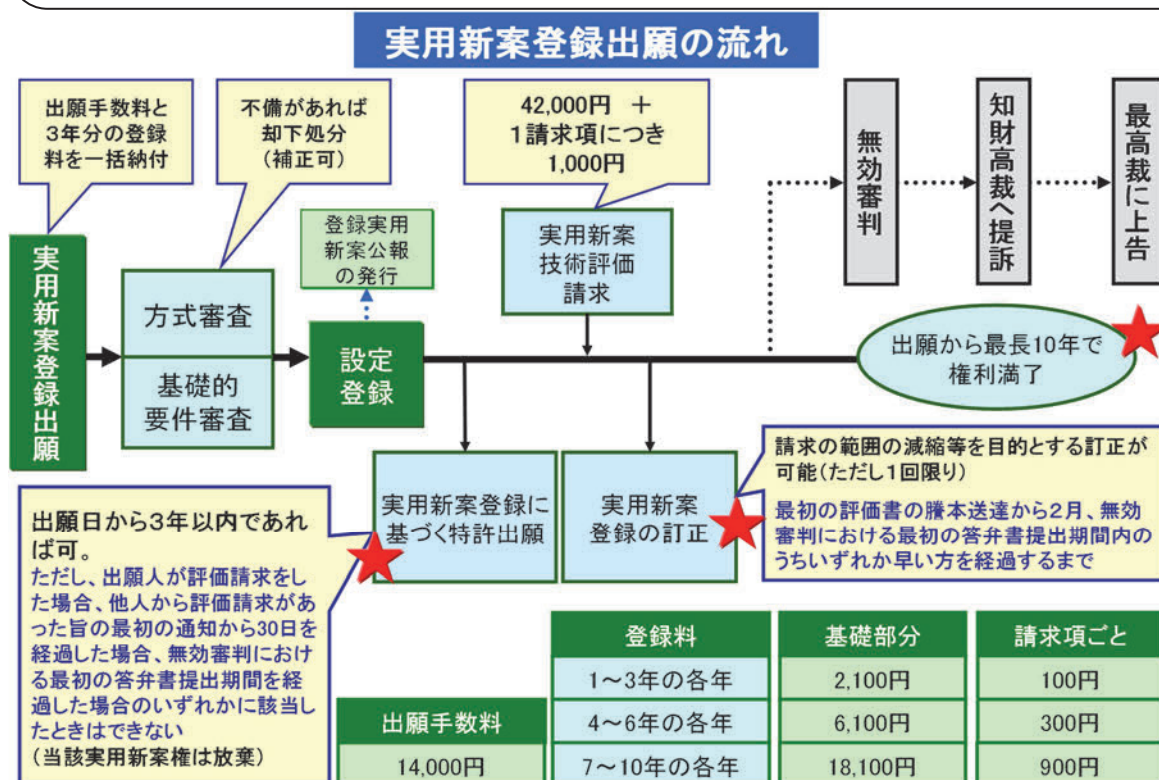
[2] 実用新案制度と特許制度の違い

	特 許	実用新案	
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定	○早期登録制度の採用 ○紛争解決は当事者間の判断 ○権利行使は当事者責任で
実体審査	審査官が審査	無審査	早期登録の観点から、方式・基礎的要件の審査のみ行い、新規性・進歩性等の実体審査は行わない無審査登録制度を採用
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年	
費用 (登録から3年分)	約18万円	約2万円	実用新案出願手数料 出願 14,000円 登録 2,100円 + (100円×請求項数) / 年 (1～3年まで)
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければならない	技術評価書 42,000円 + 1 請求項につき 1,000円
出願件数	年間約28万9千件	年間約4500件	

※出願件数は2022年の数値。

[3] 出願から実用新案権取得までの流れ

実用新案制度においては、特許の場合と異なり、審査官による考案の新規性・進歩性など具体的な実体審査は行われません。提出された書類が法に定められた様式に従って作成されているか否かの方式要件、また、登録するために必要な事項を満たしているか否かの基礎的要件のみの審査が行われます。



[出願書類の作成]

実用新案登録出願には、「実用新案登録願（願書）」「明細書」「実用新案登録請求の範囲」「要約書」「図面」の5つの書類が各1通必要です。特に実用新案の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係るもの」に限られるため、「図面」が必ず必要になる点で特許と異なります。出願をする際は、基礎的要件審査でチェックされる以下の事項に注意する必要があります（各書類の様式は、Ⅱ 様式編 実用新案を参照）。

（１）出願書類を書く前のチェックポイント

① 保護対象違反はないか

実用新案制度で保護されるものは「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られます。特許と異なり、方法や物質は保護されません。また、自然法則を利用していないものは実用新案法上の考案に該当しません。

② 公序良俗に反していないか

第三者の名誉を傷つけたり、善良の風俗あるいは公衆の衛生を害するおそれのある考案は、実用新案登録を受けることができません。

（２）出願書類を書いた後のチェックポイント

① 各記載様式に違反はないか

願書をはじめ書面の作成方法は法令で様式が定められていますので、様式に従って作成されていることを確認してください。

② 記載不備はないか

明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書に必要な事項が記載されているか、又はその記載が著しく不明確ではないかの点に注意し、第三者が読んで理解できるように記載してください。

③ 単一性違反はないか

２以上の考案について１の願書で実用新案登録出願をするときは、技術思想として一つのまとまりがあるか（単一性）についての要件を満たす必要がありますので注意してください。

（３）出願する際の手数料について（実用新案法第３２条）

実用新案登録出願の出願料は１件１４，０００円ですが、出願する際には、併せて第１年から第３年までの登録料を一括納付しなければなりません。この点が、特許出願をする場合と異なります。

（４）設定登録（実用新案法第１４条）

実用新案登録出願がなされると、特許庁において出願書類についての方式審査及び基礎的要件の審査が行われ、必要な要件を満たしている場合には実用新案権が設定登録されます（出願から平均２～３月で設定登録（出願書類に不備がない場合））。

（５）実用新案権の維持・消滅（実用新案法第３２条・第１５条）

実用新案権は設定登録時から権利が発生しますが、４年目以降も実用新案権を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の登録料（年金）を実用新案登録料納付書の提出により納付しなければなりません。また、権利の存続期間は出願から最長１０年です。

[4] 実用新案権の行使

無審査で権利が付与される実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません。

実用新案技術評価書は、実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁の審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。

(1) 実用新案技術評価書（実用新案法第 1 2 条）

実用新案権は、新規性や進歩性などの実体的な要件についての審査を行うことなく権利が付与されるため、権利行使に当たっては、より高度な注意義務が必要となります。

そこで、実用新案権の有効性を判断する材料として、実用新案技術評価書があります。これは、特許庁の審査官が出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、これを請求人に通知するものです。請求は誰でもすることができ、対象となっている実用新案権が消滅した後であっても、その実用新案登録が無効となっていない限り、いつでも行うことができます。技術評価請求の手数料は、1 件につき 4 2, 0 0 0 円に 1 請求項につき 1, 0 0 0 円を加えた額になります。

特許出願における出願審査の請求の場合は、特許請求の範囲に記載されている請求項のすべてについて手数料を支払う必要がありますが、実用新案の場合は評価を求める請求項を選び、必要な請求項についてのみ手数料を支払えばよいことになっています（Ⅱ様式編 2. 実用新案（6）実用新案技術評価請求書、（7）実用新案技術評価書 参照）。

実用新案技術評価書には、評価の内容が分かりやすくなるように、調査範囲、評価、引用文献等に加えて、評価についての説明が記載されます。請求項に係る考案の新規性等が否定される場合は、評価についての説明の欄に、そのような評価をした理由が記載されます。

なお、評価は 6 段階で行われ、評価 6 以外の場合は新規性等を否定されたこととなります（評価内容は、Ⅱ 様式編 2. 実用新案（7）実用新案技術評価書参照）。

(2) 実用新案権の行使

実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければなりません（実用新案法第 2 9 条の 2）。この提示やその他相当の注意をしないで警告や権利行使を行った後に、実用新案登録が無効になった場合には、警告や権利行使をしたことにより相手方に与えた損害を賠償する責めを負うことになります（実用新案法第 2 9 条の 3）。